大阪市国民健康保険…4月1日スタート

国保いよ〳〵実施

いよ〳〵来月一日から大阪市に国民健康保険が完全実施されることになりました。いわゆる国民皆保険が実施されることになったのです。保険にはいりますとどういうことになるのでしょう。

たとえば病気やケガをしてお医者さんにかゝる場合はすべて保険医療によって治療することになり、全額を自分で負担するということがなくなるわけです。

それでは大阪市の国民健康保険についてどんな制度なのか、だれが加入するのか、どんなサービスがうけられるのか、その内容をお知らせしましょう。

国保で守る健康

みんな手をつないで助け合い

征日健康くらすことができたら幸福ですが、不幸なできごとがいろ〳〵起ってまいります。とうぜん、病気にかゝったり、ケガをして思わぬ費用がかさみ、そのうえ、一家の働き手を失って家計に大きな出費が加えられることもしばく〳〵あります。このように病気は身体を痛めるだけでなく、生活をもおびやかす大きな困難となります。しかも絶対病気をしないとは決していきれません。そこでこのような突発事故に備えてふだんから医療保険にはいって事故が起こった場合、そのいたでを少しでも軽くしようとするのが、この国民健康保険です。

保険にはいらなければならないことになって初め、勝手にはいったり、ぬけたりできるというものでは、はありません。

しかし市民の全員が国民健康保険に加入するといっても次の①から⑧までのかたは加入から除かれます。加入できないかどうかを、ためしてみましょう。

他の医療保険制度にはいっている人」といえましょう。

〈加入できない人〉

①会社や工場に勤めていてこの健康保険にはいっている人と被扶養者

②国・府県・市町村・国鉄・学校・公社などの共済組合の組員と被扶養者

③日雇労働者健康保険の被保険者手帳をもってから一年以内のかたとその扶養者

④市場・浴場・たばこ・煙草・塩専売などが行なっている国保組合の加入者

⑤外国人とその家族

⑥生活保護法に保護をうけてから三カ月以上になるかたとその家族

⑦児童福祉法によって医療扶助のうけられる児童

⑧国立らい療養所の入所者

③輸血のときやカリエスなどのコルセットなどを使うとき

④旅先でお医者にかゝったとき

⑤そのほかやむをえない一刻を争うような事情のあるときなど

保険で病気の治療

ところが私たちの隣人や知人の中には、たとえ病気にかゝってもいっこう苦りもしないで、くらしている人がたくさんあります。この人たちは会社・工場・学校・役所などで健康保険や共済組合という医療保険にはいっているので、事故や病気のときその保険で治療してもらっているのです。

ひとりゝがお互いの事故にそなえて各自の能力に応じてふだんからお金を出し合い共同の資金をつくっておき、事故のときその資金から治療代を払ってもらうというしくみです。

ところが、私たち市民の中には、まだ多額の治療費を全部、自費で負担しておられるかたがたくさんいます。こうした制度の恩恵にあずかっていない人は、たいへっ不公平な事情にあると申さねばなりません。大阪市にはおよそ百三万人のかたがまだこの保険の利益をうけていないことがわかっています。そこで、この人たちに職場の健康保険と同じように医療保険にはいっていただくようというのが、こんど市が四月から実施する国民健康保険制度です。

加入する人・できない人

それでは私たち大阪市の国民健康保険に新しくはいってサービスをうける人とこの人を被保険者と呼ぶ。

保険で病気の治療

どんな医療でも

出産から葬式まで

しましょう。病気やケガなら大体どんなものでも診察や治療が受けられます。軽いかぜや腹痛はもとより、長くわずらっている病気や重い病気でもかまいません。

病院や医院に行けないときもちろん往診をしてくれますし、いろいろな手当、大きな手術、処置も治療材料もつけられます。

また診察や治療の結果、医師の処方せんを薬局に持って行き、クスリの調剤をしてもらえます。

重い病気のためには自分で病院に行けないときは、市が診察すれば自動車で送ってもらえたり、入院後付いて看護をつけることもできます。

▽赤ちゃんが生まれたときは……

加入者（被保険者）の二家族に赤ちゃんが生まれますと助産費として千五百円をもらえます。このことは赤ちゃんが生れたときと同じように区役所へ被保険者証と印鑑を持って行き、請求していたゞくことが必要です。

医療のときの負担金

世帯主2割・家族5割

被保険者がお医者さんにかゝったとき、医療費は全額無料ではありません。大阪市の場合、世帯主のかたは医療費の二割を、またその他のかたは半額をそれゝゝお医者さんに払っていたゞくようきめられています。大阪市の一部負担金は都市により少なく加入者にとって最も有利なものといえましょう。

ところで一部負担金は家庭のいろ〳〵な事情でどうしても払えないときは市が負担します。

例えば、病気やケガの大体は